

第1章 事業の概要

1. 国営中海土地改良事業の沿革と事業経緯

(1) 概要

宍道湖・中海の淡水化が叫ばれるようになったのは、大橋川^{おおはしがわ}の浚渫によって塩水が宍道湖へ逆流するようになり、沿岸既耕地が用水源を失った昭和初期に始まる。

昭和29年(1954)、島根県は、宍道湖・中海の大規模干拓並びに淡水化による用水源確保と斐伊川^{ひいかわ}の治水対策を結びつけた「斐伊川・宍道湖・中海総合開発計画」を策定し、鳥取県は日野川^{ひのがわ}・弓浜総合開発の方針を決定し、それぞれ調査を開始した。

昭和30年(1955)、地元の要請を受けた農林水産省は、中海干拓と沿岸農業水利事業の総合的な調査計画を進め、昭和38年(1963)に国営中海土地改良事業を着手した。

着手後、新規開田の抑制や昭和48年(1973)の大干ばつ等を背景として、昭和59年(1984)に干拓地区内の水田から畑への営農計画の変更及び農業水利受益地域の変更等を主とした第1回計画変更を行った。

その後、中海の水質悪化への懸念などの事業を取り巻く諸情勢の変化から、地元の要請を受けて、昭和63年(1988)に鳥取・島根両県と「国営中海土地改良事業（干拓・干拓附帯農業用排水）に関する協定書」を締結し、宍道湖・中海の淡水化試行及び本庄工区^{ほんじょう}の工事の延期を決定した。

干拓事業については、平成4年(1992)までに4工区（彦名、弓浜、揖屋、安来）の造成と淡水化施設の建設を行ったものの、本庄工区は平成12年(2000)8月に勧告された「公共事業の抜本的見直しに関する三党合意（自由民主党、公明党、保守党）」等により、同年9月に干陸中止を決定した。また、淡水化については、淡水化に替わる新たな水源確保の見通しが立ったことから、鳥取・島根両県が中止の意向を表明し、平成14年(2002)に中止を決定した。

平成17年(2005)に第2回計画変更（干拓事業）及び廃止（干拓附帯農業用排水事業）を行い、新たな水源施設として、彦名工区及び弓浜工区は既設用水路の改修等、揖屋工区及び安来工区は貯水池の新設・改修等の整備工事を行うとともに、淡水化施設の取壊し等が終了したことから、平成26年(2014)3月に事業を完了した。

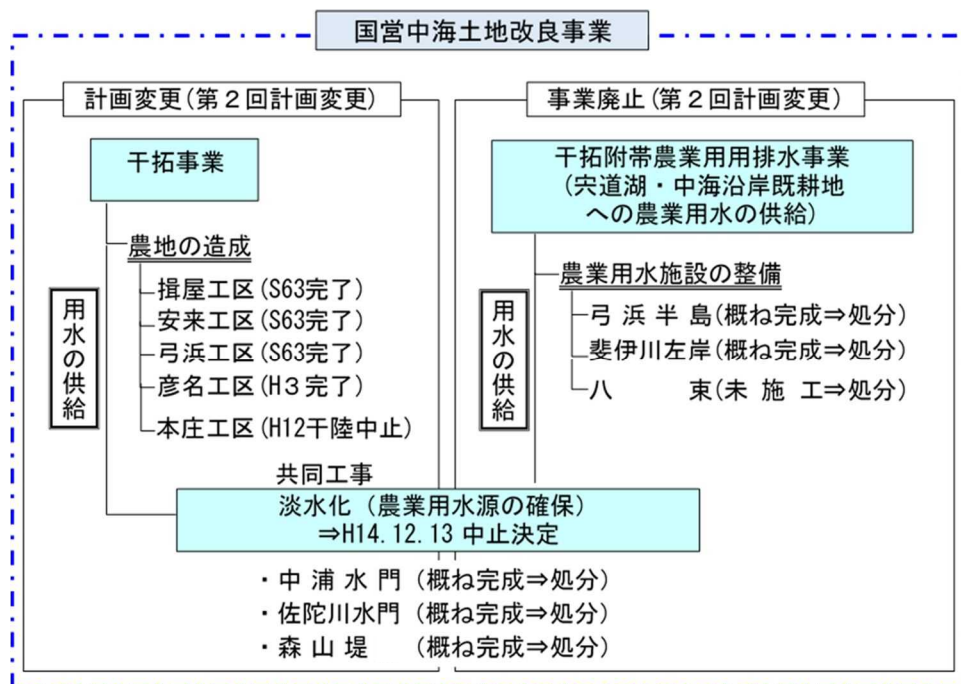
【国営中海土地改良事業の経緯】

年 月 日	事 項
昭和38年(1963) 4月 1日	事業着手
昭和43年(1968)12月18日	中浦水門、大海崎・揖屋・安来本堤の堤防工事に着手
昭和45年(1970) 1月24日	当初計画の確定
昭和59年(1984) 5月 9日	第1回変更計画の確定
昭和63年(1988) 9月17日	宍道湖・中海の淡水化試行及び本庄工区の工事の延期に関する協定書締結
平成元年(1989) 3月31日	弓浜工区、揖屋工区、安来工区の完了
平成4年(1992) 3月31日	彦名工区の完了
平成12年(2000) 9月 7日	本庄工区の干陸中止を決定
平成14年(2002)12月13日	宍道湖・中海の淡水化中止を決定
平成17年(2005) 1月22日	第2回変更計画の確定
平成26年(2014) 3月31日	事業完了

(2) 国営中海土地改良事業の構成及び事後評価における対象事業

国営中海土地改良事業は、中海の干拓により農地の造成を行う「干拓事業」と、宍道湖・中海の淡水化による干拓地と沿岸既耕地の農業用水の確保を行う「干拓附帯農業用排水事業」から構成され、宍道湖・中海を淡水化するための施設（中浦水門、佐陀川水門、森山堤）は、両事業の共同工事で建設された。

事後評価の実施に際しては、農業上の受益が発生している「干拓事業」を対象とする。具体的には、「干拓事業」、「淡水化」工事のうち干拓相当分、「干拓附帯農業用排水事業」のうち干拓地を対象とするもの（弓浜半島地区の一部）である。



2. 事業の概要

(1) 国営中海土地改良事業(干拓)第2回変更計画

ア 事業の目的

本地区は、鳥取県北西部の弓浜半島と島根県北部の島根半島の間に広がる中海に位置する。中海周辺地域における農業は、弓浜半島の北部では野菜を中心とした畑作農業を主としており、弓浜半島の南部及び島根県側は水稻を中心とした複合経営が行われている。

本地域は平坦でまとまった農地が少なく、零細な経営規模となっているため、本事業では、中海の湖面等を干拓して農用地を造成し、経営規模の拡大により周辺農家の経営合理化を図り、もって農業生産性の向上、農業構造の改善に資することを目的としていた。

イ 事業の概要

項 目	内 容
事 業 名	国営干拓事業
地 区 名	中海
関係市町	鳥取県米子市（旧米子市）、境港市 島根県松江市（旧松江市、旧八束郡美保関町、八束町、東出雲町）、 安来市（旧安来市）
受益面積	515ha（令和元年現在）
受益者数	430人（令和元年現在）
事業期間	昭和38年度～平成25年度（51年間）（完了公告：平成26年8月20日）
事 業 費	91,996百万円（決算額）

項 目		内 容			
主 要 工 事 等	区分	彦名工区	弓浜工区	揖屋工区	安来工区
	貯水池	—	—	うしろだに 後谷池	しまた 島田ため池
	用水機場	彦名用水機場	弓浜用水機場	かわむこう 川向用水機場	いがわ 伊川用水機場
	用水路	彦名送水路 0.3km	弓浜送水路 0.9km	後谷送水路 2.2km	島田送水路 2.5km
		幹線用水路 2.3km	幹線用水路 2.1km	川向送水路 1.7km	伊川送水路 1.5km
		小用水路 7.0km	小用水路 7.5km	幹線用水路 1.4km	幹線用水路 1.2km
	水源	ひの 日野川、ほっしょうじ 法勝寺川	日野川、法勝寺川	いづ 後谷池、意宇川	小用水路 15.3km
					小用水路 7.9km
	排水機場	彦名排水機場	弓浜排水機場	揖屋排水機場	安来排水機場
	排水路			幹線排水路 1.6km	幹線排水路 1.0km
		小排水路 5.7km	小排水路 5.6km	小排水路 12.0km	小排水路 7.1km
	排水水門	—	—	揖屋西部承水路排水樋門	—
	道路	連絡道 2.2km	連絡道 0.7km	連絡道 0.7km	連絡道 2.1km
		幹線 3.3km	幹線 2.9km	幹線 2.9km	幹線 1.8km
		支線 0.3km		支線 1.1km	支線 1.0km
	農道	ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装 0.3km	砂利舗装 5.1km	砂利舗装 15.8km	砂利舗装 8.9km
		砂利舗装 4.8km			
	堤防	本堤 4.2km	本堤 3.2km	本堤 2.7km	本堤 2.1km
		承水路堤 3.6km	承水路堤 2.2km	承水路堤 2.4km	承水路堤 2.4km
		計 7.8km	計 5.4km	計 5.1km	計 4.5km
	区画整理	109ha	103ha	202ha	71ha
	暗渠排水	109ha 合成樹脂管	103ha 合成樹脂管	202ha 合成樹脂管	71ha 合成樹脂管

資料：中国四国農政局「国営中海土地改良事業 事業成績書（1/3）」H26.3、
中国土地改良調査管理事務所調べ

（単位：ha）

工区名	干陸面積						堤防敷	地区面積 合計
	農地	その他 ^{注1}	土地改良施設用地及び道路			計		
			道路敷	排水路敷	その他 ^{注2}			
彦名	106.8	30.3	5.7	8.8	11.7	163.3	15.0	178.3
弓浜	102.2	5.9	5.2	7.3	14.2	134.8	10.8	145.6
揖屋	202.8	34.3	15.4	15.5	21.1	289.1	34.1	323.2
安来	102.9	41.9	12.5	8.5	12.1	177.9	26.2	204.1
本庄	—	25.0	6.0	—	—	31.0	11.0	42.0
合計	514.7	137.4	44.8	40.1	59.1	796.1	97.1	893.2

資料：中国四国農政局「国営中海土地改良事業 事業成績書（1/3）」H26.3、
農地及びその他面積は、R元.10月時点の面積（中国土地改良調査管理事務所調べ）

注1）他用途用地（工業団地、小学校、公園等）及び農業用施設用地（JA等の共同利用施設、県施設）

注2）用排水機場、加圧機場、調整池、遊水池、防風林、保全地

ウ 本庄工区の干陸中止及び宍道湖・中海の淡水化中止に伴う措置

淡水化に替わる農業用水確保対策として、干拓地については、水源として貯水池の新設・改修、干拓地内の調整池の新設及び用水路の改修等を行った。

また、中止決定に至るまでに、本庄排水機場、大海崎堤などの本庄工区関係施設や、中浦水門を始めとする淡水化施設が概ね完成しており、これらの施設については、関係機関等と協議の結果、用水路・放水路など他の事業での利用がある場合には整理替え、埋立地など利用がない施設について買い取り希望者がある場合は売払い、堤防・道路など買い取り希望者はないものの管理者がある場合は譲与、本庄排水機場・中浦水門など買い取り希望者・管理者共にいない場合は取壊しとした。

なお、森山堤については、中国四国農政局、中国地方整備局、鳥取県及び島根県が構成員となっている「中海に関する協議会」（平成17年(2005)11月）において、船の運航路を確保するために、本事業でその一部を開削・架橋することが合意され、平成21年(2009)5月までに開削・架橋が完了した。



▲大海崎堤



▲森山堤開削部

① 造成施設等の処理

造成施設及び土地の概要					処理の方法
施 設 名		区 分	概 要		
淡 水 化 施 設	森山堤		施設 土地	緩傾斜堤 延長3.1km 267㎡	道路法に基づき 道路管理者（島根県）に譲与
	中 浦 水 門	水門	施設	水門全延長414m 水門10門 道路橋（鋼橋）414m 江島操作室 1棟 渡管理事務所 1棟	取壊し
			土地	江島操作室及び渡管理事務所用地外 33,117㎡	売払い
		除塩施設	施設	除塩サイフォン 3基 除塩ポンプ 1台 附帯水門 5門	取壊し
		附帯閘門	施設	3ヶ所	取壊し
	佐 陀 川 水 門	水門	施設	水門全延長48.3m 水門2門 管理棟 1棟	取壊し
			土地	管理棟用地508㎡	売払い
			施設 土地	操作橋（コンクリート橋）48.3m 94㎡	道路法に基づき 道路管理者（松江市）に譲与
		附帯閘門	施設	1ヵ所	取壊し

注）森山堤は、本庄工区と淡水化の共同施設である。

出典：中国四国農政局「国営中海土地改良事業 事業成績書（3/1, 3/3）」H26.3

造成施設及び土地の概要				処理の方法
施 設 名	区 分	概 要		
本 庄 工 区	大海崎堤	施設 土地	緩傾斜堤 延長2.1km 2,288㎡	道路法に基づき 道路管理者（島根県）に譲与
	まわたし 馬渡堤	施設	緩傾斜堤 延長0.5km	道路法に基づき 道路管理者（島根県）に譲与
	森山堤	施設 土地	緩傾斜堤 延長3.1km 267㎡	道路法に基づき 道路管理者（島根県）に譲与
	北部承水路堤	施設 土地	緩傾斜堤 延長1.9km 514㎡	道路法に基づき 道路管理者（松江市）に譲与
	西部承水路堤	施設	緩傾斜堤 延長4.1km	取壊し
	かみうべお 上宇部尾堤	施設	傾斜堤 延長0.5km	公有水面埋立法に基づき 河川管理者（国土交通省）に帰属
	本庄排水機場	施設	立軸斜流ポンプ 6台 排水樋管 1式 建屋 1棟	取壊し
	本庄連絡道路	土地	4,119㎡	道路法に基づき 道路管理者（松江市）に譲与
	上宇部尾連絡道路	施設 土地	全幅7.5m（有効6.0m）×延長1.7km 23,128㎡	道路法に基づき 道路管理者（島根県）に譲与
	まんばら 万原連絡道路	施設 土地	全幅7.5m（有効6.0m）×延長0.7km （橋梁含む）14,127㎡	道路法に基づき 道路管理者（松江市）に譲与
	えしま 江島連絡道路	施設 土地	全幅7.0m（有効5.5m）×延長0.8km 10,708㎡	道路法に基づき 道路管理者（松江市）に譲与
	わたり 渡 連絡道路	施設 土地	全幅7.5m（有効6.0m）×延長1.0km 13,752㎡	道路法に基づき 道路管理者（境港市）に譲与
	大海崎連絡道路	施設 土地	全幅7.0m（有効5.5m）×延長0.3km （橋梁含む） 1,211㎡	道路法に基づき 道路管理者（島根県）に譲与
	江島幹線道路	施設	全幅11.0 m（有効8.5m）×延長1.0km 附帯施設（既設道路取付）	公有水面埋立法に基づき 道路管理者（島根県）に帰属
		土地	1,118㎡	
		施設	附帯施設（護岸等）	公有水面埋立法に基づき 河川管理者（国土交通省）に帰属
	馬渡幹線道路	施設	全幅11.0m（有効8.5m）×延長2.5km 附帯施設（既設道路取付）	公有水面埋立法に基づき 道路管理者（島根県）に帰属
			附帯施設（護岸等）	公有水面埋立法に基づき 河川管理者（国土交通省）に帰属
	7号支線道路	施設	全幅11.0 m（有効8.5m）×延長2.6km 附帯施設（既設道路取付）	公有水面埋立法に基づき 道路管理者（島根県）に帰属
		土地	865㎡	
		施設	附帯施設（護岸等）	公有水面埋立法に基づき 河川管理者（国土交通省）に帰属
	上宇部尾地区内道路	施設	全幅7.5m（有効6.0m）×延長0.5km	公有水面埋立法に基づき 道路管理者（島根県）に帰属
上宇部尾埋立地	土地	39,699㎡	売払い	
八束町埋立地	土地	79,688㎡	売払い	

出典：中国四国農政局「国営中海土地改良事業 事業成績書（3/1, 3/3）」H26.3

(2) 関連事業

ア 国営造成土地改良施設整備事業「^{きゅうひんぱんとう}弓浜半島地区」

弓浜半島のかんがい用水は、一級河川日野川及び法勝寺川から取水し、江戸時代（1700～1760建設）に造成された米川^{よねかわ}を通じて、地表かんがい及び地下水涵養によって形成される地下水を利用したかんがいにより、弓浜半島全域の農地並びに彦名工区及び弓浜工区に供給されている。

米川は、国営中海土地改良事業（干拓附帯農業用排水事業）等により改修がなされたが、30年以上が経過し、老朽化が著しく、施設の維持管理に多大な労力を要するとともに、適正な用水管理に支障を来たしていたため、本事業において、当該水路の改修を行った。

▼国営造成土地改良施設整備事業「弓浜半島地区」の概要

項 目	内 容
関 係 市	鳥取県米子市、境港市
受益面積	2,125ha
事業期間	平成19年度～平成24年度
事 業 費	3,195百万円（決算額）
主要工事	用水路改修17.6km

出典：中国四国農政局「国営中海土地改良事業 事業成績書(1/3)」H26.3
国営弓浜半島土地改良事業 事業成績書

(3) 国営中海土地改良事業廃止処理計画（干拓附帯農業用排水）

ア 概要

干拓附帯農業用排水事業は、干拓事業と共同で宍道湖・中海を淡水化することによって沿岸既耕地約7,300haの農業用水を確保し、水田の用水補給及び普通畑の畑地かんがいをを行い、農業生産基盤を整備改善し、農業の近代化を促進して、経営の合理化、安定化を図ることを目的に着手したが、その後、事業を取り巻く諸情勢が変化したことなどから、宍道湖・中海の淡水化を中止した。

淡水化中止により農業用水供給の水源を失うことに伴い、事業計画上の農業効果が発生しなくなることから、事業を廃止し、処理計画に基づき、取壊し（水門、揚水機等）及び別途事業への整理替え（用水路等）等の処理を行った。

イ 廃止処理

造成施設、土地等の概要				処理の方法
施設名		区分	概要	
弓浜半島地区	あわしま 栗島揚水機場	施設	建屋 1棟	売払い
		土地	1,256㎡	別途事業(注1)へ整理替え
	栗島導水路	施設	管水路 φ1,350mm 延長1.7km	別途事業(注1)へ整理替え
		土地	3,032㎡	別途事業(注1)へ整理替え
	米川用水路	施設	開渠(コンクリート三面張) 延長17.1km	別途事業(注1)へ整理替え
		土地	140㎡	別途事業(注1)へ整理替え
弓浜半島地区	こかいで 五ヶ井手用水路	施設	開渠(コンクリート三面張) 延長2.6km	別途事業(注1)へ整理替え
		土地	3,406㎡	別途事業(注1)へ整理替え
	とぎやかわ 砥屋川放水路	施設	開渠(コンクリート三面張) 延長1.6km	別途事業(注1)へ整理替え
		土地	107㎡	別途事業(注1)へ整理替え
	なわしろたがわ 苗代田川放水路	施設	開渠(コンクリート三面張) 延長1.6km	別途事業(注1)へ整理替え
		土地	1,308㎡	別途事業(注1)へ整理替え
八束地区	八束揚水機場	土地	573㎡	売払い
斐伊川左岸地区	ひいかわきがん 斐伊川左岸揚水機場	施設	両吸込渦巻きポンプ200×200mm 1台 両吸込渦巻きポンプ500×400mm 3台	取壊し
		建屋 1棟		売払い
		土地	2,332㎡	売払い
	斐伊川左岸幹線用水路	施設	管水路 φ1,100～700mm 延長0.3km	別途事業(注2)へ整理替え
		土地	52㎡	別途事業(注2)へ整理替え
		地上権	42㎡	別途事業(注2)へ整理替え
		施設	管水路 φ1,100～700mm 延長6.1km	取壊し
		土地	1,738㎡	売払い
		地上権	9,426㎡	消滅
淡水化施設	森山堤	施設	両吸込渦巻きポンプ125×125mm 1台 両吸込渦巻きポンプ350×300mm 2台	売払い
		建屋 1棟		売払い
	中浦水門	土地	1,400㎡	売払い
淡水化施設	佐陀川水門	施設	PCコンクリートタンク φ23.0m H=3.1m	別途事業(注2)へ整理替え
	佐陀川水門	土地	3,638㎡	別途事業(注2)へ整理替え

注1) 国営造成土地改良施設整備事業「弓浜半島地区」

注2) 国営かんがい排水事業「斐伊川沿岸地区」

注3) 概要等は「本庄工区の干陸中止及び宍道湖・中海の淡水化中止に伴う措置」参照

出典：中国四国農政局「国営中海土地改良事業 事業成績書(1/3)」H26.3

(4) 事業概要図

